

# 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社確認検査機構プラン2 1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社確認検査機構プラン2 1（以下「プラン2 1」という。）が実施する株式会社確認検査機構プラン2 1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する適合性評価業務の手数料（以下「手数料」という。）は、申請一件につき、次に掲げる額とする。但し、所管行政庁から依頼される場合は、別途料金となります。

1) 一戸建ての住宅及び共同住宅等に係る技術的審査の料金（単独審査の場合）

※（ ）内は消費税率 8%を含む料金です。

種別	審査条件	延べ面積300㎡未満	延べ面積300㎡超え
一戸建ての住宅	一般 (建築物全体の審査)	38,000 円 ( 41,040 円 )	45,000 円 ( 48,600 円 )
	認証 (建築物全体の審査)	未定	未定
共同住宅	住戸のみの審査 (住戸単位) ※「平均みなし値」を適用する場合は別途料金とします。	基本料金: 110,000 円 ( 118,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 )	基本料金: 110,000 円 ( 118,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 )
		基本料金+戸当たり料金×申請住戸数=合計料金	
	建築物全体の審査	基本料金: 110,000 円 ( 118,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 ) 共用部料金: 110,000 円 ( 118,800 円 )	基本料金: 110,000 円 ( 118,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 ) 共用部料金: 110,000 円 ( 118,800 円 )
		基本料金+戸当たり料金×申請住戸数+共用部料金 =合計料金	
住宅以外の建築物	準備中 業務開始日未定		

※共同住宅の「住戸のみの審査」と「建築物全体の審査」の両方を審査する場合は「建築物全体の審査」の料金とする。

※共用部分を有しない「2住戸の共同住宅等」や「2世帯住宅」の料金は、「一戸建ての料金×2倍」の料金とする。

※共用部分を有しない共同住宅の「建築物全体の審査」は「共同住宅」料金から「共用部料金」が無いものとして計算する。

※住宅以外の建築物を含む住宅の建築物は「住宅」と「住宅以外の建築物」それぞれの料金を合計した料金とする。

※共同住宅の「平均みなし値」を適用する場合は、住戸をタイプ別に分類したグループ数に別途料金を掛けた料金を「基本料金」に加算する。（別途料金は個別に決定する）

- 2) 一戸建ての住宅及び共同住宅等に係る技術的審査の料金（設計住宅性能評価等併願の場合）  
 ※「設計住宅性能評価等」とは、「設計住宅性能評価業務」及び「長期優良住宅建築計画に係る技術的審査業務」とする。

※下記の併願が適用される「設計住宅性能評価等」は、平成25年の省エネ法基準（省エネ等級4に限る）による場合のみが対象です。（平成11年省エネ法基準の場合は適用しません。）

※（ ）内は消費税率 8%を含む料金です。

種別	審査条件	延べ面積300㎡未満	延べ面積300㎡超え
一戸建ての住宅	一般 (建築物全体の審査)	10,000 円 ( 10,800 円 )	10,000 円 ( 10,800 円 )
	認証 (建築物全体の審査)	未定	未定
共同住宅	住戸のみの審査 (住戸単位) ※技術的条件による新基準を適用する場合は別途加算されます。	基本料金: 60,000 円 ( 64,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 )	基本料金: 60,000 円 ( 64,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 )
		基本料金+戸当たり料金×申請住戸数=合計料金	
	建築物全体の審査	基本料金: 60,000 円 ( 64,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 ) 共用部料金: 80,000 円 ( 86,400 円 )	基本料金: 60,000 円 ( 64,800 円 ) 戸当たり料金: 3,000 円 ( 3,240 円 ) 共用部料金: 80,000 円 ( 86,400 円 )
		基本料金+戸当たり料金×申請住戸数+共用部料金 =合計料金	

住宅以外の建築物については準備中です。

※共同住宅の「住戸のみの審査」と「建築物全体の審査」の両方を審査する場合は「建築物全体の審査」の料金とする。

※共用部分を有しない「2住戸の共同住宅等」や「2世帯住宅」の料金は、「一戸建ての料金×2倍」の料金とする。

※共用部分を有しない共同住宅の「建築物全体の審査」は「共同住宅」料金から「共用部料金」が無いものとして計算する。

※住宅以外の建築物を含む住宅の建築物は「住宅」と「住宅以外の建築物」それぞれの料金を合計した料金とする。

※共同住宅の「平均みなし値」を適用する場合は、住戸をタイプ別に分類したグループ数に別途料金を掛けた料金を「基本料金」に加算する。（別途料金は個別に決定する）

(計画の変更)

第3条 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、原則は上記金額の「2分の1」以上とし上限は上記金額とする。

詳細な料金は変更内容により事例ごとに社内で相談の上決定する。

(再発行)

第4条 再発行については1回につき下記の料金による。

適合書の再発行	3,000 円 /1回
	( 3,240 円 ) /1回

(手数料の減額)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の手数料を減額できるものとし、申請状況及び申請内容等に応じて別に定める。減額料金については内規で定める。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとプラン21が判断したとき。
- (2) プラン21が定める戸数以上の申請が見込めるとき。
- (3) 一依頼者において、一定数以上の当該業務以外の業務をプラン21が受けているとき。
- (4) その他総合省エネ基準についての適合性評価が効率的に実施できると認められるとき

(附則)

この規程は、平成24年12月4日より施行する。

改訂日の履歴

初期：平成24年12月4日

改訂：平成25年6月24日

改訂：平成25年7月24日

改訂：平成25年10月1日

改訂：平成26年4月1日

改訂：平成26年6月1日